

## 石垣市庁舎自動販売機設置仕様書

### 1. 事業名

石垣市庁舎自動販売機設置

### 2. 設置者

- ①市内に本店、支店又は営業所を有する法人
- ②市内に住所を有する個人事業主
- ③市内に事務局を置く社会福祉法人、NPO 等

### 3. 設置場所及び設置台数

設置場所

石垣市役所新庁舎2階自動販売機設置コーナー(面積:1.00 m<sup>2</sup>)  
(自動販売機:幅 1.2m × 奥行 0.7m以内又は幅 1.09m × 奥行 0.7m以内)

設置台数………1 台

### 4. 使用許可期間

使用許可日から令和 11 年 3 月 31 日まで

### 5. 自動販売機の種類及び運営上の条件

- ① 設置者は、自動販売機の売上状況を毎月取りまとめ、翌月の 15 日までに、売上状況を報告すること。
- ② 販売品目は、栄養補助食品及び清涼飲料水とし、酒類の販売は行わないこと。
- ③ 缶又はペットボトルなどの密閉式の容器とすること。なお、販売品目の詳細については、契約後に本市と協議のうえ決定するものとする。
- ④ 一本あたりの価格については、標準小売価格以下で販売すること。
- ⑤ 障がい者等の利用しやすさに配慮したユニバーサルデザイン。または、環境に配慮した CO2 削減(カーボンオフセット)対応機であること。
- ⑥ 他の者にその権利を譲渡又は転貸しないこと。

### 6. 使用料

- ① 自動販売機の設置に伴う石垣市行政財産の目的外使用許可に係る料金で石垣市使用料条例の規定に基づき算定したもの。(参考:月額 1.00 m<sup>2</sup>/2,000 円)
- ② 光熱費は、個別メーターにより石垣市が算定した額(基本料金及び消費税含む。)とし、本市が別途発行する納入通知書により、毎月、石垣市が指定する期日までに設置者が石垣市に納入するものとする。

※設置する自動販売機の電力の引込み及び個別メーターの設置については、設置者が行うこと。

- ③ 自動販売機の売上実績に応じた販売手数料

## 7. 設置後の安全対応及び環境配慮

- ① 設置者は、自然災害(地震等)での自動販売機転倒に配慮し適正に設置をすること。
- ② 期間満了等により設置者の変更があった場合については、現設置者と新設置者とで電力引込の配線及びコンセントの使用を調整すること。

## 8. 維持管理について

- ① 設置者は、商品の補充、釣り銭管理等の自動販売機の維持管理を行うこと。なお、窃盗等による商品及び自動販売機が汚損又は破損した時は、設置者の負担により速やかに復旧すること。
- ② 設置者は、商品の賞味期限等に注意をすること。
- ③ 自動販売機の故障・問い合わせ及び苦情については、設置者の責任において対応すること。(2時間以内に対応できることを目安とする。)また、自動販売機に問い合わせ等の連絡先を明記すること。
- ④ 定期的に運営上の安全について確認すること。
- ⑤ 自動販売機の設置によって第三者に生じた事故が、本市の責に帰さない事由による場合は、設置者が補償すること。
- ⑥ 本市は、本市の責によることが明らかな場合を除き、自動販売機に係る窃盗や破損事故等に関しては、その一切の責任を負わないものとする。
- ⑦ 設置者は、自然災害(地震等)で自動販売機が故障した場合は、設置者の負担により速やかに復旧すること。
- ⑧ 本市は、法律で定められている受電力設備の点検により、年1回、全庁停電を実施するため、実施日に電力供給が出来ない旨、事前に設置者へ通達する。  
なお、事前通達したうえで停電復旧時に故障した場合、本市は責を負わない。

## 9. 費用負担について

設置、保守管理、移設、撤去及び原状回復等に関する一切の費用については設置者が負担すること。

## 10. その他

本仕様書に定めのない事項については、本市と設置者の間で協議の上、決定するものとする。